

鹿児島県男女共同参画審議会委員の募集について

鹿児島県では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、県男女共同参画推進条例第17条の規定に基づき、「鹿児島県男女共同参画審議会」を設置しています（現行の委員総数は20人）。

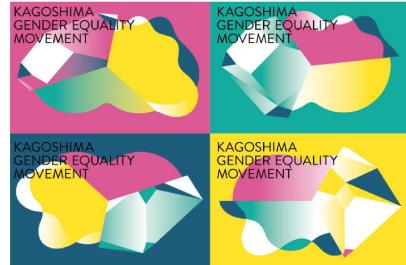
男女共同参画の推進について、広く県民の皆様からの御意見をいただくために、委員の一部を公募します。

- 募集予定人数 4人

- 応募資格

県内に居住する満20歳以上（令和6年2月1日現在）で、自ら応募される方

ただし、令和6年2月1日現在において、鹿児島県が設置する他の審議会等の委員である方及び一般職の公務員は応募できません。



- 応募方法

以下の書類を、郵送、FAX又はEメールのいずれかの方法により提出してください。なお、御提出いただいた書類は返却いたしませんのであらかじめ御了承ください。

- ・ 「鹿児島県男女共同参画審議会」公募委員応募申込書
- ・ 次のテーマに基づいた作文（様式自由、800字程度）

　　テーマ「鹿児島県における男女共同参画社会の実現に向けて」

※あなたの家庭、地域社会、職場、学校などにおける男女共同参画の状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けてどのように取組を進めていかなければよいか、あなたのお考えをお書きください。

※希望される方には、応募申込書を郵送します。

※応募申込書の様式は、県のホームページからもダウンロードできます。

《県のホームページ》

「ホーム>暮らし・環境>人権・男女共同参画>男女共同参画の推進>
鹿児島県男女共同参画審議会委員の募集について」

- 募集期間

令和5年11月28日（火）から令和5年12月27日（水）まで（必着）

- 選考方法等

- ・ 書類審査の上、決定します。
- ・ 選考結果については、決定後、速やかに応募者全員に通知します。
　　なお、選考結果の理由についてのお問合せにはお応えいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 委員に決定した方については、氏名及び居住市町村を公表します。

- 個人情報の取扱い

- ・ 「鹿児島県男女共同参画審議会」公募委員応募申込書に記載された個人情報については、当審議会の公募委員の選考以外には使用しません。

＜申込み及び問合せ先＞

鹿児島県 男女共同参画局 青少年男女共同参画課 男女共同参画室

住 所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話：099-286-2634（直通）

FAX：099-286-5541

E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp

＜鹿児島県男女共同参画審議会の委員について＞

[審議会の役割]

- ① 知事が男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定又は変更するときに、意見を述べること。
- ② 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項について調査審議し、必要に応じて意見を述べること。

[委嘱期間] : 委嘱の日から2年間

[開催回数] : 年1回程度、平日に2時間程度開催

[開催場所] : 鹿児島市内

[経費負担] : 審議会に御出席いただいた場合は、県の規程による報酬及び旅費をお支払いします。

※ 委嘱期間中に次の事項のいずれかに該当した場合は、委嘱を取り消すことがあります。

- ・ 他の都道府県に転出した場合
- ・ 鹿児島県が設置する他の審議会等の委員又は一般職の公務員になった場合
- ・ その他の事由（例：虚偽の内容による申込みが判明するなど）により、取り消す必要があると認めた場合